

# 平成30年度 草津市利用者負担額表（保育認定）

（月額：円）

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		本市利用者負担額						(参考)国の基準額				
階層区分	定義	0・1・2歳児		3歳児		4・5歳以上児		3歳未満児		3歳以上児		
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国後した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
B1	市町村民税非課税世帯で母子・在宅障害者等の世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
B2	市町村民税非課税世帯	3,000	3,000	1,800	1,800	1,800	1,800	9,000	9,000	6,000	6,000	
C1	均等割の額のみ（所得割の額のない世帯）	9,700 (3,000)	9,500 (3,000)	7,100 (1,800)	6,900 (1,800)	7,100 (1,800)	6,900 (1,800)					
C2	市町村民税所得割課税世帯	所得割額が 22,800円未満	12,800 (3,000)	12,500 (3,000)	10,000 (1,800)	9,800 (1,800)	10,000 (1,800)	9,800 (1,800)	19,500	19,300	16,500	16,300
C3		22,800円以上 48,600円未満	13,500 (3,000)	13,200 (3,000)	10,900 (1,800)	10,700 (1,800)	10,900 (1,800)	10,700 (1,800)				
C4		48,600円以上 60,700円未満	22,400 (3,000)	22,000 (3,000)	18,200 (1,800)	17,800 (1,800)	18,200 (1,800)	17,800 (1,800)				
C5		60,700円以上 72,800円未満	23,700 (3,000)	23,200 (3,000)	20,000 (1,800)	19,600 (1,800)	20,000 (1,800)	19,600 (1,800)	30,000	29,600	27,000	26,600
C6		72,800円以上 77,101円未満	25,200 (3,000)	24,700 (3,000)	21,200 (1,800)	20,800 (1,800)	21,200 (1,800)	20,800 (1,800)				
C7		77,101円以上 84,900円未満	25,200	24,700	21,200	20,800	21,200	20,800				
C8		84,900円以上 97,000円未満	26,600	26,100	22,500	22,100	22,500	22,100				
C9		97,000円以上 115,000円未満	38,100	37,400	30,300	29,700	24,300	23,800				
C10		115,000円以上 133,000円未満	40,300	39,600								
C11		133,000円以上 151,000円未満	42,200	41,400								
C12		151,000円以上 169,000円未満	44,200	43,400								
C13		169,000円以上 235,000円未満	53,700	52,700								
C14		235,000円以上 301,000円未満	54,500	53,500	80,000	78,800	77,000	75,800				
C15		301,000円以上	62,100	61,000					104,000	102,400	101,000	99,400

- ※1. 階層区分は、4月～8月は前年度分の市町村民税、9月から翌年の3月は当年度分の市町村民税により決定します。
- ※2. 市民税所得割の計算は、住宅借入金特別控除や配当控除等を適用されません。
- ※3. 原則として、両親の課税額の合計より階層区分を決定しています。ただし、祖父母が家計の主宰者である場合は、祖父母の課税額も含めて階層を決定します。
- ※4. 兄弟姉妹で入所される場合は同一世帯から2人以上の児童が保育所（園）、幼稚園、認定こども園、地域型保育施設、特別支援学校幼稚園、情緒障害児短期治療施設通所部に入所または児童発達支援および医療型児童発達支援を利用している場合において、利用者負担額は、年齢の高い児童から順次正規利用者負担額の全額、1/2、無料となります。また、世帯の状況によって、取扱が異なります。
- ※5. C1～C6の階層に属し、ひとり親・在宅障害者等の世帯は、（ ）内の金額となります。
- ※6. 課税額の算定に必要な書類の提出がない、市町村民税の申告がないなど課税額の確認ができない場合は最高階層（C15）で利用者負担額を決定する場合があります。